資料１－３

○古賀市上下水道事業経営等審議会条例

平成２０年３月３１日

条例第３号

（設置）

第１条　古賀市上水道事業及び下水道事業の事業経営等（以下「経営等」という。）に関する重要事項を調査及び審議するため、古賀市上下水道事業経営等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、経営等に関する事項について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、答申する。

（組織）

第３条　審議会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　識見を有する者

⑵　上下水道に係る使用者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、建設産業部下水道課及び水道課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

２　古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和３７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

〔省略〕